

笠間市告示第 2 1 5 号

令和 4 年第 2 回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 4 年 5 月 2 6 日

笠間市長 山 口 伸 樹

1 期 日 令和 4 年 6 月 2 日 (木)

2 場 所 笠間市議会議場

令和4年第2回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
6月 2日	木	本会議	開会、会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程・提案理由説明 質疑・討論・採決（議案の一部） 〔一般質問通告締切（午前中）〕 〔議案質疑通告締切（午後5時）〕
6月 3日	金	休 会	議案調査
6月 4日	土	休 会	
6月 5日	日	休 会	
6月 6日	月	本会議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 〔議会運営委員会〕
6月 7日	火	休 会	常任委員会（総務産業）
6月 8日	水	休 会	常任委員会（教育福祉）
6月 9日	木	休 会	常任委員会（建設土木）
6月10日	金	休 会	議事整理
6月11日	土	休 会	
6月12日	日	休 会	
6月13日	月	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
6月14日	火	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
6月15日	水	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問 〔討論通告締切（午前中）〕
6月16日	木	休 会	議事整理
6月17日	金	本会議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決 閉会 〔全員協議会〕

令和4年第2回
笠間市議会定例会会議録 第1号

令和4年6月2日 午前10時00分開会

出席議員

議長	22番	石松俊雄君
副議長	13番	畑岡洋二君
	1番	高野聖也君
	2番	坂本奈央子君
	3番	安見貴志君
	4番	内桶克之君
	5番	田村幸子君
	6番	益子康子君
	7番	中野英一君
	8番	林田美代子君
	9番	田村泰之君
	10番	村上寿之君
	11番	石井栄君
	12番	小松崎均君
	14番	藤枝浩君
	15番	飯田正憲君
	16番	西山猛君
	17番	大貫千尋君
	18番	大関久義君
	19番	市村博之君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市	長	山口伸樹君
副市	長	近藤慶一君

教 育 長	小 沼 公 道 君
市 長 公 室 長	金 木 雄 治 君
政 策 推 進 監	北 野 高 史 君
総 務 部 長	後 藤 弘 樹 君
市 民 生 活 部 長	持 丸 公 伸 君
環 境 推 進 監	小 里 貴 樹 君
保 健 福 祉 部 長	下 条 かをる 君
福 祉 事 務 所 長	堀 内 信 彦 君
産 業 経 済 部 長	古 谷 茂 則 君
都 市 建 設 部 長	関 根 主 税 君
上 下 水 道 部 長	友 部 邦 男 君
市 立 病 院 事 務 局 長	木 村 成 治 君
教 育 部 長	堀 江 正 勝 君
消 防 長	堂 川 直 紀 君
笠 間 支 所 長	太 田 周 夫 君
岩 間 支 所 長	島 田 茂 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	西 山 浩 太
議 会 事 務 局 次 長	堀 内 恵 美 子
次 長 補 佐	松 本 光 枝
係 長	神 長 利 久
係 長	上 馬 健 介

議 事 日 程 第 1 号

令和4年6月2日（木曜日）

午 前 10 時 開 会

- 日程第1 議席の指定及び議席の一部変更について
- 日程第2 会議録署名議員の指名について
- 日程第3 会期の決定について
- 日程第4 諸般の報告について
- 日程第5 選挙第1号 笠間市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第6 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）

- 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例の一部を改正する条例）
- 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度笠間市一般会計補正予算（第13号））
- 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度笠間市一般会計補正予算（第1号））
- 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度笠間市一般会計補正予算（第2号））
- 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度笠間市一般会計補正予算（第3号））
- 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度笠間市一般会計補正予算（第4号））
- 日程第7 議案第48号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 日程第8 議案第49号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第9 議案第50号 笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第10 議案第51号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第52号 笠間市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第53号 市道路線の認定について
- 日程第13 議案第54号 工事請負契約の締結について
- 日程第14 議案第55号 動産購入契約の締結について
- 日程第15 議案第56号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第57号 令和4年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定及び議席の一部変更について
- 日程第2 会議録署名議員の指名について
- 日程第3 会期の決定について
- 日程第4 諸般の報告について
- 日程第5 選挙第1号 笠間市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第6 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）

- 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度笠間市一般会計補正予算（第 13 号））
- 報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度笠間市一般会計補正予算（第 1 号））
- 報告第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度笠間市一般会計補正予算（第 2 号））
- 報告第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度笠間市一般会計補正予算（第 3 号））
- 報告第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度笠間市一般会計補正予算（第 4 号））
- 日程第 7 議案第 48 号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 日程第 8 議案第 49 号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第 9 議案第 50 号 笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第 10 議案第 51 号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 52 号 笠間市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 53 号 市道路線の認定について
- 日程第 13 議案第 54 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 14 議案第 55 号 動産購入契約の締結について
- 日程第 15 議案第 56 号 令和 4 年度笠間市一般会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 57 号 令和 4 年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

午前 10 時 00 分開会

表彰状の伝達

○議長（石松俊雄君） 皆さんおはようございます。

本会議に先立ちまして、全国市議会議長会並びに茨城県市議会議長会から表彰状が贈られておりますので、ここで伝達を行います。

議会事務局長より、お名前を呼ばさせていただきます。

○議会事務局長（西山浩太君） 全国市議会議長会から表彰を受けられました議員を読み上げさせていただきます。

小菌江一三議員、25年表彰でございます。

以上でございます。

小菌江議員には、議長の前までお進み願います。

○議長（石松俊雄君）

表彰状

笠間市 小菌江一三殿

あなたは、市議会議員として25年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第98回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

令和4年5月25日

全国市議会議長会会長 清水富雄（代読）

〔表彰状伝達、拍手〕

○議会事務局長（西山浩太君） 次に、茨城県市議会議長会から表彰されました議員を読み上げさせていただきます。

小菌江一三議員、25年表彰。

以上でございます。

○議長（石松俊雄君）

表彰状

笠間市議会議員 小菌江一三殿

あなたは、市議会議員の職にあること25年、熱誠地方自治の伸張発展に尽瘁し、市政の向上振興に貢献された功績は誠に顕著であります。よって、ここに表彰します。

令和4年4月18日

茨城県市議会議長会会長 須田浩和（代読）

〔表彰状伝達、拍手〕

○議長（石松俊雄君） 以上で、全国市議会議長会並びに茨城県市議会議長会からの表彰状の伝達を終わります。

開会の宣告

○議長（石松俊雄君） 御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまより令和4年第2回笠間市議会定例会を開会いたします。

なお、今期定例会におきましても、新型コロナウイルス感染症防止対策としまして、体調管理や検温、手指消毒の徹底、また、マスクにつきましては、発言の際も含めて着用をお願いいたします。

本日、写真撮影の申出がありましたので、許可をしております。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

市長挨拶

○議長（石松俊雄君）　ここで、市長より発言を求められておりますので、許可をいたします。

市長山口伸樹君。

〔市長　山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君）　令和4年第2回笠間市議会定例会の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。議員各位には定例会に御出席を賜り、お礼を申し上げたいと思います。

初めに、本市における新型コロナウイルス感染者の状況について御報告いたします。

直近7日間における新規陽性者の数の1日平均は12名となっており、その前7日間の1日平均22名より減少するなど、第6波以降、減少傾向が続いていたゴールデンウィーク明け前の水準に近づきつつあります。

また、マスク着用が長期化する中で表情が見えにくくなることによる影響や、気温、湿度の上昇により熱中症リスクが高まることへの懸念などから、先月20日にマスク着用の考え方と小学校就学前の児童の取扱いが厚労省から示されたところでございます。今回、示された場面に応じたマスクの着用の考え方等について、市民及び市内保育所等に対して広報、周知を図ったところでございます。

次に、ワクチンの3回目の接種における接種間隔の短縮についてでございます。

ファイザー社、モデルナ社のワクチンでは、これまで2回目接種完了から6か月以上経過すれば接種が可能とされましたが、今般、予防接種奨励法等の改正により、先月25日から、2回目の接種完了から5か月以上経過すれば3回目接種が可能となったところでございます。市といたしましては、この接種間隔の短縮について市ホームページや広報等で周知を図るとともに、接種券の1か月前倒し発送等に対応するなど、円滑な接種を進めておるところでございます。

次に、4回目の接種についてでございます。

3回目接種から5か月以上経過した60歳以上の方、18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方など約3万2,000人を対象に、個別集団接種の併用により実施いたします。先月27日に、所定の期間を経過した対象の方に接種券を発送いたしました。接種体制としましては、個別接種については市内20の医療機関に御協力いただき、順次、予約受付を開始し、集団接種については、7月2日土曜日より接種を開始してまいります。

次に、国の動向についてでございますが、先月31日に開催された経済財政諮問会議にお

いて、経済財政運営と改革の基本方針2022の原案が示されました。

原案では、新しい資本主義に向けた改革への対応として、重点分野への投資と社会課題の解決に向けた取組が掲げられております。重点分野への投資では、まず人口減少に伴う労働力不足に直面する中で、次なる成長の原動力は人であるとし、雇用や教育、人材育成等、人への投資やデジタル社会の実現に向けたデジタルトランスフォーメーション分野への投資など、五つの重点分野への投資を行っていくとされております。

また、社会課題の解決に向けた取組では、こども家庭庁創設による子ども政策の推進体制の強化や少子化対策、さらにはデジタルの力を活用した地方の社会課題の解決を図るデジタル田園都市の実現などが掲げられております。今後、市といたしましても、子ども施策の推進の強化に当たり、来年度に向け、体制の強化充実に努めてまいり、地域が抱える課題の解決につなげていきたいと考えております。

次に、デジタル田園都市モデル事業の本市の状況についてでございます。

人口減少、少子化、高齢化を背景に、健康、福祉、移動、買物、さらには地域活動など日常生活において様々な課題が顕在化しております。デジタルの力を活用したこれらの課題解決に向けた取組として、笠間版デジタル田園都市モデル事業を3か年にわたって開始をスタートいたしました。先月27日から本事業のモデル地区として選定した福原地区において地域住民との意見交換会をスタートし、継続的な調査などを行いながら、順次、具体的な実験事業に着手をしてまいりたいと思います。

次に、笠間市と東芝キャリア株式会社の連携協定の締結についてでございます。

この協定は、東芝キャリア株式会社との連携協力により収穫した農産物の品質維持や価値向上に必要な冷凍冷蔵技術の検討や、その技術を用いた6次産業化などを検討するものでございます。今回の協定に基づく取組により、栗の品質確保を図ることで笠間の栗のブランド力を高め、生産者等の所得向上につなげてまいりたいと思います。

次に、訪日外国人観光客の受入れ再開についてでございます。

先月25日から30日にかけて、国内の旅行会社が行動管理を行う少人数のパッケージツアー形式での実証実験が本県においても行われたところでございます。この実証事業を踏まえたガイドラインの策定を経て、今月10日から添乗員つきのパッケージツアーでの外国人観光客の受入れを再開し、感染状況を見ながら段階的に水際対策を緩和し、平時同様の受入れを目指していくとの総理の表明がございました。そういう中で、本市といたしましては、台湾交流事務所を通じて、インバウンド再開に合わせ、台湾から笠間市へのツアー第1陣の皆様を迎えるとともに、今後の訪日外国人観光客の誘客促進につなげてまいりたいと考えております。

次に、笠間スポーツコミッションの運営状況でございます。

令和3年に設立しました笠間スポーツコミッションは、コミッションを核としたスポーツの力によるまちづくりを目指して運営を行っております。子どもの運動不足の解消や機

能向上のための子育て支援型のスポーツ教室、アーバンスポーツの普及促進、さらには、各種大会の誘致開催に向けた準備検討を進めているところでございます。今後もスポーツシティー笠間の一層の推進や将来の自立した運営に向け、本年9月に笠間スポーツコミッションの事務所をギャラリー通りの旧かまげんギャラリー、現在のコワーキングスペースIROHA内に設置するとともに、一般社団法人化によるコミッション体制の強化を図ってまいりたいと思います。

次に、視覚障害者等の支援についてでございます。

障害者分野における令和4年度の取組の一つといたしまして、遠隔手話通訳サービス、見える通訳を導入し、本庁、支所の3か所で4月から運用を開始いたしました。このサービスはタブレット端末によるオンラインサービスで、オペレーターとなる手話通訳者を介して、視覚に障害のある方と窓口等担当者のスムーズなコミュニケーション環境を構築するものでございます。本サービスの導入により、一層円滑な行政手続や相談対応を実現してまいります。

また、国においては、障害者の情報格差の解消に関する法律が5月19日に衆議院本会議で成立するなど、法施行に向けた動きがございます。市としては、これらの動向を注視しながら、ダイバーシティの社会の実現にもつながる取組を進めてまいります。今回、導入したサービスには外国語通訳の提供も含まれており、市民課をはじめ観光窓口でも活用を図っているところでございます。

次に、提出議案等について御説明を申し上げます。

今回は、法令等に基づく報告事項のほか、専決処分の承認を求めることについてなどの報告案件が7件、笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについてをはじめとする提出議案が10件となっています。今回の補正予算の議案等につきましては、前年度末及び今年度専決処分しました令和3年度笠間市一般会計補正予算（第13号）をはじめとする一般会計補正予算の専決処分の報告や令和4年度笠間市一般会計補正予算（第5号）をはじめとする2会計の補正予算案を上程するものであります。

令和4年度笠間市一般会計補正予算（第5号）であります。歳入におきましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や社会資本整備総合交付金などの歳出補正関連の国県支出金や市債などを補正するものでございます。

歳出の主なものについて申し上げますと、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業といたしましては、低所得者支援、子育て、教育、脱炭素を中心とした補正を編成したところでございます。

まず、低所得者支援では、これまで国の非課税世帯給付事業などにおいて、給付要件の対象外となっていた住民税均等割のみ課税世帯給付事業、脱炭素化の推進では、入所型の障害福祉施設や高齢者福祉施設の太陽光発電整備や蓄電整備の導入による再エネ化の取組を支援する入所型福祉施設再エネ設備導入補助事業、子育て教育支援では、18歳以下の方

や専門学生、大学生を抱かえる世帯に対する支援として、プレミアム率30%の電子商品券を発行する子育て教育応援プレミアムチケット、eチケット事業、給食食材などの価格高騰による保護者負担を軽減するため食材価格高騰分を市が負担する学校給食費負担軽減事業などをはじめ、社会資本総合交付金事業としましては、市道（岩）中230号線整備事業や、市道（笠）3032号線整備事業などの道路整備事業などについて編成しているところでございます。

その結果、今回の補正予算は3億3,023万5,000円の増額補正となり、補正後の一般会計の予算規模は333億9,927万2,000円となります。後ほど詳しく説明申し上げますので、慎重なる審議の上、御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

ここで訂正をさせていただきます。

視覚障害と私が発言をしましたが、聴覚障害の誤りでございました。訂正をお願いを申し上げ、挨拶といたします。

開議の宣告

○議長（石松俊雄君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（石松俊雄君） 日程について報告申し上げます。

本日の日程につきましては、議事日程第1号のとおりとします。

仮議席について

○議長（石松俊雄君） ここで、日程の前に議員の仮議席について報告を申し上げます。

高野聖也君の仮議席を指定します。

仮議席は、ただいま着席をしていただいております議席といたします。

これより議事日程に入ります。

議席の指定及び議席の一部変更について

○議長（石松俊雄君） 日程第1、議席の指定及び議席の一部変更についてを議題といたします。

初めに、今回の補欠選挙により当選された高野聖也君の議席を指定します。

会議規則第4条第2項の規定により、高野聖也君の議席は、議長において議席番号1番

に指定します。

ただいまの高野聖也君の議席の指定に伴い、会議規則第4条第3項の規定により議席の一部を次のように変更をいたします。

お諮りいたします。

坂本奈央子の議席を2番に、安見貴志君を3番に、内桶克之君を4番に、田村幸子君を5番に、益子康子君を6番に、中野英一君を7番に、林田美代子君を8番に、田村泰之君を9番に、村上寿之君を10番に、石井 栄君を11番に、小松崎 均君を12番に、畑岡洋二君を13番に変更をしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、ただいま指定したとおり、議席の一部を変更することに決しました。

それでは、それぞれの議席に御移動、着席をお願いいたします。

御移動、大丈夫ですね。

よろしいですね。

では、次に進みます。

会議録署名議員の指名について

○議長（石松俊雄君） 日程第2、会議録署名議員を指名します。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、12番小松崎 均君、13番畑岡洋二君を指名します。

会期の決定について

○議長（石松俊雄君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期等につきましては、5月26日に議会運営委員会を開催し、審議をいただいております。

ここで議会運営委員会委員長より報告をお願いします。

委員長市村博之君。

〔議会運営委員長 市村博之君登壇〕

○議会運営委員長（市村博之君） 議会運営委員会から会議の報告をいたします。

当委員会は、5月26日に令和4年第2回笠間市議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

会期につきましては、資料のとおり6月2日から6月17日までの16日間といたします。

初日の6月2日は、会期の決定、議案の説明を受けた後、議案の一部につきまして質疑、

討論、採決を行います。

なお、一般質問の通告締切りは本日の午前中まで、議案質疑の通告締切りは本日の午後5時までとさせていただきます。

6月3日は、議案調査のため休会といたします。

6日は、議案に対する質疑を行い、所管の常任委員会に付託いたします。

7日、8日、9日は、付託された議案の審査のため、常任委員会を開催いたします。

10日は、議事整理のため休会といたします。

一般質問は、13日、14日及び15日の3日間で行います。

なお、討論通告の締切りは、15日の午前中までとさせていただきます。

16日は、議事整理のため休会といたします。

最終日の17日は、各常任委員会に付託された議案等の審査結果を各委員長から報告を受けた後、質疑、討論、採決を行い、終了となります。

以上、会期日程について御報告いたします。

○議長（石松俊雄君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から6月17日までの16日間とします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、今期定例会の会期は本日から6月17日までの16日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、ただいま委員長から報告がありましたように、会期日程表のとおりであります。御了承ください。

諸般の報告について

○議長（石松俊雄君） 日程第4、諸般の報告に入ります。

市長より、令和3年度笠間市水道事業会計継続費通次繰越について、ほか11件の法令等に基づく報告事項として提出されました。これらにつきましては、資料をもって報告に代えることを御了承ください。

選挙第1号 笠間市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（石松俊雄君） 日程第5、選挙第1号 笠間市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にした

いと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、選挙の方法は指名推選することに決しました。続いて、お諮りをいたします。

議長において指名することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、議長において指名することに決しました。

笠間市選挙管理委員会委員に、井口 清君、鈴木佐知子君、高橋 上君、藤崎克久君、以上の方を指名します。

笠間市選挙管理委員会委員の補充員には、第1順位瀧本 一君、第2順位廣澤 敬君、第3順位福田紀子君、第4順位久野 穰君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました方々を、笠間市選挙管理委員会委員並びに同補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、ただいま指名いたしました方々が笠間市選挙管理委員会委員並びに同補充員に当選されました。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例等の一部を改正する条例）

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度笠間市一般会計補正予算（第13号））

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度笠間市一般会計補正予算（第1号））

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度笠間市一般会計補正予算（第2号））

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度笠間市一般会計補正予算（第3号））

報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度笠間市一般会計補正予算（第4号））

○議長（石松俊雄君） 日程第6、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条

例) から報告第 8 号 専決処分の承認を求めることについて (令和 4 年度笠間市一般会計補正予算 (第 4 号)) の 7 件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

[市長 山口伸樹君登壇]

○市長 (山口伸樹君) 報告第 2 号から報告第 8 号、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

これらの報告は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分した笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから、令和 4 年度笠間市一般会計補正予算 (第 4 号) までについて、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長 (石松俊雄君) 市長公室長金木雄治君。

[市長公室長 金木雄治君登壇]

○市長公室長 (金木雄治君) 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて (笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例) を御説明申し上げます。

本案は、市長の給与について、令和 4 年 4 月 23 日から施行が必要なものについて、笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正を 4 月 18 日に専決処分したものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表にて御説明申し上げます。

4 ページを御覧ください。

附則に第 23 項として、「令和 4 年 4 月 23 日から令和 5 年 3 月 31 日までにおける市長の給料月額を、第 3 条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額の 100 分の 10 に当たる額を減じた額とする。」を加えるものでございます。

3 ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、「この条例は、公布の日から施行する。」といたしております。

以上で、報告第 2 号の説明を終わります。

○議長 (石松俊雄君) 総務部長後藤弘樹君。

[総務部長 後藤弘樹君登壇]

○総務部長 (後藤弘樹君) 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて (笠間市税条例の一部を改正する条例) を御説明いたします。

本報告は、地方税法の一部を改正する法律が令和 4 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、4 月 1 日から施行が必要なものについて笠間市税条例の一部を改正し、専決処分をしたものでございます。

主な改正内容を、新旧対照表により御説明申し上げます。

5 ページを御覧ください。

第34条の7につきましては、市民税の寄附金税額控除に関する部分でございます。

6 ページを御覧ください。

旧民法の社団法人及び財団法人等が新たな公益社団、財団法人等に移行したことに伴う経過措置が終了したことにより削除するものでございます。

8 ページを御覧ください。

中段の73条の2、73条の3につきましては、固定資産課税台帳に記載されている事項について、証明書の交付をすることにより人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、一定の措置を講じた上で証明書の交付等を行うことができることを明確化するものでございます。

11ページを御覧ください。

下段の附則第12条につきましては、景気回復に万全を期すため、令和4年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%とするものでございます。

ただいま、主な改正内容について申し上げましたが、このほか、法改正に伴いましての引用条文や文言の整理など、所要の措置を行っております。

4 ページまでお戻り願いたいと思います。

附則についてでございます。

第1条につきましては施行期日について、第2条につきましては固定資産税に関する経過措置を定めるものでございます。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

続きまして、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度笠間市一般会計補正予算（第13号））について御説明申し上げます。

こちらは、令和4年3月31日付で専決処分をしたものでございまして、本補正予算は、各交付金や地方交付税などの確定、また住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業における未執行部分を減額するなど、予算措置に必要があったことから、歳入歳出予算の総額に歳入歳出予それぞれ1億7,311万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ372億8,770万5,000円としたものでございます。

7 ページを御覧ください。

第2表繰越明許費補正でございます。

第二次笠間市総合計画後期計画策定事業及び病院事業支出金につきまして、繰越明許費を設定するものでございます。

次に、歳入歳出予算の主なものについて、事項別明細書において御説明申し上げます。

10ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

第1款市税、第4項市たばこ税、1目市たばこ税3,326万5,000円の増は、市たばこ税、現年課税分の増額でございます。

第2款地方譲与税から、12ページまでになりますが、第11款地方交付税までは、令和3年度の交付額の確定に伴うものでございます。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金3億4,251万9,000円の減は、令和3年度笠間市一般会計補正予算において予算化いたしました住民税非課税世帯等臨時特別給付金につきまして、令和4年度に必要な予算を計上し、引き続き進めることから、令和3年度予算につきまして減額をするものでございます。

続きまして、歳出でございます。

14ページを御覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、14目基金費5億1,537万円の増は、財政調整基金に積み立てるため、増額するものでございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉総務費3億4,251万9,000円の減は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に係る経費などにつきまして、令和4年度に必要な予算を引き続き計上するため、未執行分を減額するものでございます。

以上で、令和3年度笠間市一般会計補正予算（第13号）の説明を終わります。

続きまして、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度笠間市一般会計補正予算（第1号））につきまして御説明申し上げます。

こちらは、令和4年4月1日付で専決処分をしたものでございます。

3ページを御覧ください。

本補正予算は、新型コロナウイルス感染者の自宅療養者への支援や住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業につきまして早急な予算措置が必要であったことから、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,116万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ326億5,116万9,000円としたものでございます。

歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にて御説明いたします。

8ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

第15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金499万円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額するものでございます。

2目民生費国庫補助金1億3,617万9,000円の増は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業の財源として計上するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

9ページを御覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、13目市民活動費499万円の増は、12節委託料に、新

型コロナウイルス感染症に感染し自宅で療養する方の支援をするため、自宅療養者支援事業委託料を増額するものでございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1億3,617万9,000円の増は、18節負担金補助及び交付金に、令和3年度に給付を受けていない住民税非課税世帯等を対象に支給する臨時特別給付金1億3,550万円のほか、給付金の支給に必要な事務経費を計上するものでございます。

以上で、令和4年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度笠間市一般会計補正予算（第2号））について御説明を申し上げます。

これは、令和4年4月11日付で専決処分をしたものでございます。

3ページを御覧ください。

本補正予算は、本年度より積極的勧奨を再開するHPVワクチン接種につきまして、これまで自費で接種した方に対する費用の補助や、世界的な原油高による資材高騰の影響に伴う岩間消防署などの整備費の見直しにより早急な予算措置が必要であったことから、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ605万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ326億5,722万1,000円としたものでございます。

6ページを御覧ください。

第2表、継続費補正でございます。

岩間消防署整備事業につきまして、資材価格の高騰の影響に伴う事業費の見直しにより、総額と年割額を変更するものでございます。

7ページを御覧ください。

第3表、地方債補正でございます。

消防庁舎整備事業債及び非常備消防施設整備事業債につきまして、資材価格の高騰の影響に伴う事業費の見直しにより、起債限度額を変更するものでございます。

歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にて御説明申し上げます。

10ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

19款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金265万2,000円の増は、今回の補正予算の財源とするため繰入れをするものでございます。

第22款市債、第1項市債、4目消防費340万円の増は、岩間消防署及び消防団第21分団詰所の建設工事につきまして、事業費の見直しにより増額をするものでございます。

続きまして、歳出でございます。

11ページを御覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費23万4,000円の増は、令和4年3月16日に発生いたしました福島県沖地震により被害を受けた福島県相馬市への職員2名を派

遣するため要する関連経費を計上するものでございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、2目予防費216万6,000円の増は、18節負担金補助及び交付金に、HPVワクチン接種の積極的な勧奨が差し控えられたことにより自費で接種された方に対し、その費用を補助するHPVワクチン接種補助金を計上するものでございます。

第8款消防費、第1項消防費、3目消防施設費365万2,000円の増は、14節工事請負費に、資材価格の高騰の影響に伴い、消防団第21分団詰所及び岩間消防署の建設工事費を増額するものでございます。

以上で、令和4年度笠間市一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

続きまして、報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度笠間市一般会計補正予算（第3号））について御説明を申し上げます。

これは、令和4年5月9日付で専決処分したものでございます。

3ページを御覧ください。

本補正予算は、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種を迅速に進めるために早急な予算措置が必要であったことから、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,165万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ328億1,887万5,000円としたものでございます。

歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にて御説明申し上げます。

8ページを御覧ください。

歳入でございます。

第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金9,726万5,000円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の増額でございます。

第2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金6,438万9,000円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の増額でございます。

続きまして、歳出でございます。

9ページを御覧ください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、2目予防費1億6,165万4,000円の増は、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種を実施するために要する関連経費として計上するものでございます。

以上で、令和4年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

続きまして、報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度笠間市一般会計補正予算（第4号））について御説明申し上げます。

これは、令和4年5月20日付で専決処分をしたものでございます。

3ページを御覧ください。

本補正予算は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業や子育て世帯生活支援特別給付

金給付事業につきまして早急な予算措置が必要であったことから、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,016万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ330億6,903万7,000円としたものでございます。

歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にて御説明いたします。

8ページを御覧ください。

歳入でございます。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金2億5,016万2,000円の増は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業の財源として増額するもの、また、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の財源として、事務費分、事業費分、それぞれを計上するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1億6,637万1,000円の増は、18節負担金補助及び交付金に、令和3年度住民税非課税世帯等として本給付金の支給を受けていない令和4年度住民税非課税世帯等を対象に支給する臨時特別給付金1億6,300万円のほか、給付金の支給に必要な事務経費を増額するものでございます。

第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費8,379万1,000円の増は、次の10ページを御覧ください。18節負担金補助及び交付金に、低所得の子育て世代を対象に支給する子育て世帯生活支援特別給付金、独り親世帯分とその他世帯分を合わせまして7,970万円のほか、給付金の支給に必要な事務経費を計上するものでございます。

以上で、令和4年度笠間市一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第2号から報告第8号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市の特別職の職員で

常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例)を採決します。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度笠間市一般会計補正予算（第13号））を採決いたします。

本件を、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度笠間市一般会計補正予算（第1号））を採決します。

本件を、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度笠間市一般会計補正予算（第2号））を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度笠間市一般会計補正予算（第3号））を採決します。

本件を、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、報告第8号 専決処分承認を求めることについて（令和4年度笠間市一般会計補正予算（第4号））を採決します。

本件を、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

ここで休憩を取りたいと思います。11時10分まで休憩といたします。

午前10時57分休憩

午前11時10分再開

○議長（石松俊雄君） 休憩を取り戻し会議を再開いたします。

議案第48号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

○議長（石松俊雄君） 日程第7、議案第48号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第48号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市教育委員会委員の鳥羽田 信氏が令和4年6月23日をもって任期満了になることに伴い、同氏を再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第48号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 討論を終わります。

これより採決します。

本件を、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第49号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて

○議長（石松俊雄君） 日程第8、議案第49号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第49号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市監査委員の仙波 操氏が令和4年6月22日をもって任期満了になることに伴い、新たに齋田陽介氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第49号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 討論を終わります。

これより採決します。

本件を、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第50号 笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めることについて

○議長（石松俊雄君） 日程第9、議案第50号 笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第50号 笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市等公平委員会委員の高安行男氏が令和4年6月22日をもって任期満了になることに伴い、新たに市村克巳氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項及び笠間市等公平委員会規約第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第50号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 討論を終わります。

これより採決します。

本件を、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第51号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（石松俊雄君） 日程第10、議案第51号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第51号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法施行令等の一部改正等に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、保健福祉部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 保健福祉部長下条かをる君。

〔保健福祉部長 下条かをる君登壇〕

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第51号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令等の一部改正に伴う国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び未就学児に係る均等割保険税の軽減措置のため本条例を改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により御説明いたします。

5ページを御覧願います。

条例第3条の課税額について、第2項ただし書の基礎課税額に係る課税限度額63万円を65万円に改め、第3項ただし書の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額19万円を20万円に改めるものでございます。

また、第19条の国民健康保険税の減額について、減額後の基礎課税額に係る課税限度額63万円を65万円に、減額後の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額19万円を20万円に改め、6ページを御覧いただきまして、同条の後段に未就学児に係る被保険者均等割額について減額することを加え、その減額する額を6ページから8ページの別表第2に掲げるものでございます。

6ページにお戻りいただきまして、第22条の国民健康保険税の減免について、第1項第5号中、18歳を未就学児を除いた18歳に改めるものでございます。

4ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の条例の規定は令和4年4月1日から適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上で、議案第51号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

議案第52号 笠間市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を
受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石松俊雄君） 日程第11、議案第52号 笠間市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第52号 笠間市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、産業競争力強化法等の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、産業経済部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 産業経済部長古谷茂則君。

〔産業経済部長 古谷茂則君登壇〕

○産業経済部長（古谷茂則君） 議案第52号 笠間市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

3ページを御覧ください。

本条例は、新旧対照表（6）にあります産業競争力強化法の改正に伴い、本条例で引用している条項を変更し、整理を行うものでございます。

2ページを御覧ください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第52号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

議案第53号 市道路線の認定について

○議長（石松俊雄君） 日程第12、議案第53号 市道路線の認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第53号 市道路線の認定についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間パーキングエリアスマートインターチェンジ整備事業、安居工業地域整備事業、道路改良事業、国道及び県道移管並びに開発行為に伴う路線の認定をするものであります。

内容につきましては、都市建設部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 都市建設部長関根主税君。

〔都市建設部長 関根主税君登壇〕

○都市建設部長（関根主税君） 議案第53号 市道路線の認定について御説明申し上げます。

今回の市道路線の認定につきましては、認定する路線12路線をお諮りするものでございます。内容につきましては、2ページに一覧表を載せてございますので御覧ください。この一覧表には、認定する路線名とそれぞれ起点、終点、延長、幅員等を記載してございます。

続きまして、3ページを御覧ください。

認定する路線全体の位置図でございます。

それでは、詳細につきまして御説明申し上げます。

4ページを御覧ください。4ページが位置図、5ページが詳細図でございます。

上加賀田地内の笠間パーキングエリアスマートインターチェンジ整備事業に伴い、路線の認定をするものでございます。

続きまして、6ページ、7ページを御覧ください。

安居地内の安居工業地域整備事業に伴い、路線の認定をするものでございます。

続きまして、8ページ、9ページを御覧ください。

平町地内の道路改良事業に伴い、路線の認定をするものでございます。

続きまして、10ページ、11ページを御覧ください。

柏井地内の道路改良事業に伴い、路線の認定をするものでございます。

続きまして、12ページ、13ページを御覧ください。

下郷地内の道路改良事業に伴い、路線の認定をするものでございます。

続きまして、14ページ、15ページを御覧ください。

南小泉及び橋爪地内で国道355号バイパス整備に伴い国道355号及び県道平友部停車場線の旧道部分が市に移管予定となるため、認定をするものでございます。

続きまして、16ページ、17ページを御覧ください。

美原4丁目及び美原2丁目地内で、民間事業者の開発行為に伴い認定するものでございます。

続きまして、18ページ、19ページを御覧ください。

中央一丁目地内で民間事業者の開発行為に伴い認定するものでございます。

以上で、議案第53号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

議案第54号 工事請負契約の締結について

○議長（石松俊雄君） 日程第13、議案第54号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第54号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本案は、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、消防長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 消防長堂川直紀君。

〔消防長 堂川直紀君登壇〕

○消防長（堂川直紀君） 議案第54号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

契約の目的でございますが、昭和51年に建設された、46年が経過した岩間消防署の建て替え工事でございます。

工事の概要といたしまして、鉄筋コンクリート造2階建て、延べ面積400.35平方メートルの庁舎等及び鉄骨造2階建て、延べ面積240.69平方メートルの車庫棟を建設するものでございます。

契約の方法でございますが、5月23日に条件付一般競争入札を行った結果、落札者と5月30日に仮契約を締結したところでございます。契約金額は5億2,910万円。うち消費税が4,810万円でございます。

契約の相手方でございますが、コスモ大枝特定建設工事共同企業体でございます。代表構成員といたしまして、水戸市けやき台二丁目13番地の2、コスモ総合建設株式会社、代表取締役池田勇夫、構成員といたしまして、笠間市笠間4336番地、有限会社大枝建設、代表取締役大枝輝生でございます。

以上で、議案第54号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

議案第55号 動産購入契約の締結について

○議長（石松俊雄君） 日程第14、議案第55号 動産購入契約の締結についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第55号 動産購入契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本案は、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、消防長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 消防長堂川直紀君。

〔消防長 堂川直紀君登壇〕

○消防長（堂川直紀君） 議案第55号 動産購入契約の締結についての提案理由を申し上げます。

契約の目的でございますが、消防力の充実強化のため、消防団に配備している老朽化した消防ポンプ自動車1台を更新する動産購入契約でございます。

契約の方法でございますが、指名競争入札で契約金額1,930万5,000円、うち消費税が175万5,000円でございます。

契約の相手方でございますが、東京都港区芝五丁目36番7号三田ベルジュビル19階、株式会社モリタ東京支店、支店長山北忠司でございます。

以上で、議案第55号の説明を終わります

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

議案第56号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第5号）

議案第57号 令和4年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（石松俊雄君） 日程第15、議案第56号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第5号）及び議案第57号 令和4年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第56号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第5号）及び議案第57号 令和4年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

これらの議案は、一般会計及び介護保険特別会計について補正予算を編成し、上程するものであります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長後藤弘樹君。

〔総務部長 後藤弘樹君登壇〕

○総務部長（後藤弘樹君） 議案第56号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

令和4年度笠間市一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,023万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ333億9,927万2,000円とするものでございます。

5 ページを御覧ください。

第2表、債務負担行為補正でございます。

地域福祉センター指定管理料をはじめ4件につきまして、本年度中に契約事務を進める必要があることから、それぞれ債務負担行為を設定するものでございます。

6 ページを御覧ください。

第3表、地方債補正でございます。

市道整備事業債（幹線道路整備事業）をはじめ4件につきまして、国庫補助金の内示に伴い起債限度額を変更するものでございます。

次に、歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にて御説明申し上げます。

9 ページを御覧ください。

歳入でございます。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金2億7,735万円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億6,679万円の増が主なものでございます。4目土木費国庫補助金3,137万円の増は、道路橋りょう費などに関する補助金の内示に伴うものでございます。

続きまして、歳出でございます。

12ページを御覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、13目市民活動費1,525万1,000円の増は、12節委託料に、新型コロナウイルスに感染し自宅で療養する方などの支援をするため、自宅療養者支援事業委託金1,473万円の増額が主なものでございます。

13ページを御覧ください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉総務費8,599万5,000円の増は、18節負担金補助及び交付金に、令和4年度住民税が均等割のみ課税される世帯を対象に市独自に1世帯当たり5万円を支給する給付金8,000万円のほか、給付金の支給に必要な事務経費を計上するものでございます。

3目高齢者福祉費1,993万2,000円の増は、10節需用費に、市内の高齢者福祉施設従事者などを対象に新型コロナウイルス感染症検査を実施するための抗原検査キットの購入費用として、消耗品費1,987万7,000円の計上が主なものでございます。

14ページを御覧ください。

第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費1,181万6,000円の増は、第10節需用費に、市内の保育所や認定こども園、児童クラブ等の従事者などを対象に新型コロナウイルス感染症検査を実施するための抗原検査キット購入費用として、消耗品586万3,000円の計上が主なものでございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、5目環境衛生費4,000万円の増は、18節負担金補助及び交付金に、入所型福祉施設における再生可能エネルギーの導入を支援するため、太陽光発電設備及び蓄電設備の導入について補助する入所型福祉施設再エネ設備導入補助金を計上するものでございます。

15ページを御覧ください。

第6款商工費、第1項商工費、2目商工振興費6,794万5,000円の増は、18節負担金補助及び交付金に、18歳以下のお子さん及び大学等に在学しているお子さんがいる世帯を販売対象に、スマートフォン対応によるプレミアムつき商品券を発行する子育て教育応援プレミアムeチケット事業補助金を計上するものでございます。

16ページを御覧ください。

第7款土木費、2項道路橋りょう費、5目狭あい道路整備等促進費4,785万7,000円の増は、国庫補助金の内示に伴いまして、工事請負費など関連経費を増額するものでございます。

18ページを御覧ください。

9款教育費、6項保健体育費、3目給食センター費1,210万円の増は、10節需用費に、食材費の高騰により給食の提供に係る保護者の負担に影響がないよう価格高騰分を支援するため、賄い材料費を増額するものでございます。

以上で、令和4年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 福祉事務所長堀内信彦君。

〔福祉事務所長 堀内信彦君登壇〕

○福祉事務所長（堀内信彦君） 議案第57号 令和4年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、債務負担行為の追加をするものでございます。

内容につきましては、第1表、債務負担行為補正により御説明申し上げます。

2ページをお開き願います。

独り暮らし高齢者等の緊急時の備えとして実施しております高齢者見守りあんしんシステム事業の委託につきまして、現在、契約をしている事業者が期間途中で事業を終了することに伴い、新たな事業者との契約が必要であることから、令和5年度から令和7年度までを期間とし、1,384万5,000円を限度額として補正するものでございます。

以上で、議案第57号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

散会の宣告

○議長（石松俊雄君） 以上で本日の日程はすべて終了です。

次の本会議は、6月6日、来週月曜日の午前10時。繰り返します。6月6日、来週月曜日午前10時に開会いたします。

本日はこれにて散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時38分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 石松俊雄

署名議員 小松崎 均

署名議員 畑岡洋二